政令

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十一号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和三年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十二号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第二十六条並びに同法附則第十条第三項及び原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十五条において準用する同法第八条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条）
附則

第一章　関係政令の整備

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の五十三第三項」を「第二十八条の五十五第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十五第一項」に改める。

第四十七条第二項第二号中「第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十五第一項」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令の一部改正）

第二条　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令

第一条中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改め、同条第二号中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

第二条の見出しを「（再処理等拠出金の延納等）」に改め、同条第一項中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「拠出金」を「法第五条第二項に規定する再処理等拠出金（次条において「再処理等拠出金」という。）」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「、第八条」を「、第九条」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第三条中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改める。

第四条中「第四十二条」を「第五十条」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（廃炉拠出金への準用）

第四条　第二条第一項及び第二項並びに前条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による法第十一条第二項に規定する廃炉拠出金の納付について準用する。

2　前項において読み替えて準用する第二条第一項の規定による延納について、法第十四条並びに法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合には、法第十四条中「各年度の六月三十日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となった者にあっては、そのなった日の属する年度の翌年度の六月三十日）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。ただし、当該廃炉拠出金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の十二月三十一日までに納付することができる」とあるのは「ならない」と、法第十五条において読み替えて準用する法第八条第六項中「同条の納期限」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百十一号）第四条第一項において準用する同令第二条第一項に規定する期限（以下「延納期限」という。）」と、法第十五条において読み替えて準用する法第九条第一項中「第十四条の納期限」とあるのは「延納期限」と、「同条」とあるのは「第十四条」と、法第十五条において準用する法第九条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百八十二号を次のように改める。

百八十二　使用済燃料再処理・廃炉推進機構（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）第三条の規定による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第十条の使用済燃料再処理機構を含む。）